

【重要なお知らせ】

平成28年5月

静岡信用金庫

インターネットバンキングによる不正送金被害に対する補償について

当金庫では、お客さまに安心してインターネットバンキング（WEBバンキング・WEB-FB）をご利用いただくため、万一、お客さまが不正送金被害に遭われた場合には、以下のとおり補償させていただきます。

■補償限度額

利用サービス	対象者	補償限度額
WEBバンキング	個人のお客さま ※個人事業主のお客さまを除きます	原則として被害額全額を補償いたします。
WEB-FB	法人・個人事業主のお客さま	1,000万円を上限として被害を補償いたします。

※「補償対象外」または「補償減額」となる場合があります。

■「補償対象外」となる場合

1. ID・パスワード等が盗取されたと認められた後、当金庫に対して、速やかにインターネットバンキング被害発生に関する通知がなかった場合
2. 遅滞なく、ID・パスワードが盗取がされるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について、当金庫に対して、十分な説明が行われなかった場合
3. 警察に被害届を提出しなかった場合および警察に対して被害事実等の事情説明が行われなかった場合
4. 不正送金被害が、当金庫への通知日の30日前の日より前に発生していた場合
5. 他人にパスワードを知らせた場合
6. パソコン本体にパスワードを記載したメモを貼付したり、容易に認知または盗取できる状態でパソコン内（USB等のメモリーカードを含む）に保存していた場合
7. 他人にメモリーカード、乱数表またはトークン等を渡した場合
8. 不正送金が、個人および個人事業主の場合はその配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または使用人（家事全般を行っている家政婦などを含む）によって行われた場合、また、法人の場合は関係者（使用人等）によって行われた場合
9. 当金庫に対して行う被害状況の説明において重要な事項について、虚偽の説明を行った場合
10. 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用の場合
11. 地震、噴火、津波等の自然災害および戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変、暴動等に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随して、被害が発生した場合
12. その他、お客さま（親族、従業員等を含む）に故意、または著しい注意義務違反があると考えられるような事象が認められた場合

■「補償減額」となる場合

1. ID・パスワード等を適切に管理されていない場合
下記の《インターネットバンキングご利用上の注意事項》をご参照願います。
2. 当金庫が推奨するセキュリティ対策（電子証明書やウイルス対策ソフト「Rappport ラポート」など）を実施していない場合
3. 使用するパソコン基本ソフトや各種ソフトウェア等を、常に最新の状態に更新していない場合
4. 市販のウイルス対策ソフトを導入していない場合、もしくは、最新の状態に更新していない場合。
5. その他、お客さま（親族、従業員等を含む）に注意義務違反があると考えられるような事象が認められた場合

※上記2.～4.については、WEB-FBご利用の法人・個人事業主のお客さまが対象となります。

《 インターネットバンキングご利用上の注意事項 》

1. IDやパスワード等は決して第三者に知らせない
2. 他人から推測されやすいパスワード（生年月日、自宅の住所・地番、電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバー等）の使用は避ける
3. IDやパスワードをパソコン内（USB等のメモリーカードを含む）やメモに保存して、携行・保管しない
4. パスワードをキャッシュカード暗証番号等他のサービスの暗証番号や金融機関の取引以外の取引（ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等）に使用しない
5. 不審な電子メールを不用意に開くことや通常送付されるものとは異なるCD-ROMやフリーソフトのインストールを行うことを避ける
6. インターネットへの接続にあたっては、最新のOS・ブラウザソフトへの更新を行い、ウイルス対策ソフト等を使用する
7. インターネットカフェなどの不特定多数の人が使用するパソコンの利用は避ける
8. 金融機関を装った電子メール等により、偽のホームページにアクセスさせたり、スパイウェアと呼ばれるソフトを使って、ID・パスワード等を不正に取得し、悪用する事件が発生しているので注意する

以上